

NISAの今後の展望

老後の資産形成に向けた役割を

中央大学法科大学院 教授 森信茂樹

2014年度税制改正で設立されたNISAは、口座開設期間が14年度から23年度までの10年間という暫定措置になっている。これは、NISAが、証券優遇税制を廃止し、配当や譲渡益の分離課税の税率を10%から20%へと増税する際の「激変緩和として導入された」という設立経緯による。本論稿では、iDeCoなど私的年金制度も視野に入れつつ、NISAの将来像についての私見を述べてみたい。

NISAと私的年金の位置づけ

株式譲渡益の税率を軽減・優遇する証券優遇税制は、わが国家計の金融資産の中身を「貯蓄から投資へ」と変えることを政策目的として継続されてきたが、旧自民党政権時代の最後に廃止が決まった。その理由は、「貯蓄から投資」への流れは、優遇税率で行うよりは、株式譲渡益や配当の金融所得の損益通算を認める「一体課税」の方が効果的という認識であった。その際、激変緩和措置として「少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する」ことからNISAが創設されたのである。

このような中、17年度改正で、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積み立て投資を促進するための「つみたてNISA」が創設された。

一方、個人の資産形成という観点からは、私的年金の拡充も叫ばれ、17年1月から、所得のない配偶者（専業主婦）や公務員、確定拠出型年金（DC）を提供していない企業の従業員などが、個人型確定拠出年金（以下iDeCo）に加入できることになった。運用対象は、預貯金、保険、投信信託等から加入者本人が指図する。

国民の目から見れば、公的年金を補完する私的年金（iDeCoや確定給付型年金など）も、NISA、つみたてNISAも、将来のための貯蓄を税制優遇・支援するものという点で共通している。逆に言えば、国家が国民の老後の資産形成という自助努力を支援する場合、税制をどう設計するかということが極めて重要だということでもある。

税制支援の類型～EETとTEE～

わが国の公的年金は賦課方式の下で運営さ

れており、少子高齢化の進展に伴い、マクロ経済スライドによる調整もあり、今後ますます所得代替率は低下していく。また企業年金も、実施する企業の割合は停滞しており、老後の収入確保は今後の重要な課題である。

これに対し、先進諸国では公的年金の給付抑制と並行して私的年金制度の拡充を図り、退職後の生活に備えるための自助努力を税制で促してきた。税制支援の方法には大きく二つの種類がある。

図表1でわかるように、所得税体系のもとでは、貯蓄から生じる利子を毎年発生段階で利子所得として課税する。一方消費課税体系では、貯蓄（運用益・資本所得）は消費するまで非課税となる。その場合、タイプAの貯蓄時・運用時非課税（所得控除:Exempt）、引き出し時（消費時）課税（Tax）というEET型と、タイプBの、課税後拠出（貯蓄時課税:T）、運用時・引き出し時非課税（E）のTEE型の二つがある。どちらも税率が一定であれば、税引き後の手取りは等しく（図表1では130）なる。

一方、納税者の事情や使い方によって、メリットデメリットは異なる。

EET型のメリットは、将来年金を受け取る際には、勤労所得が少なく適用税率が低いこ

とが予想され、積立時に税制優遇がある方が有利となる、という点である。他方、TEE型のメリットは、貯蓄に対する税制として、簡素で明瞭で、受け取った税引き後所得の中から拠出するため、拠出額をコントロールしやすいという点である。また、制度導入時は減税が生じないので財政負担が軽くなり、わが国の財政状況を考えると魅力的な選択肢となる。

先進諸国の私的年金支援税制

米国、カナダを見ると、EET型、TEE型の双方が並立し、国民が選択できるようになっている（図表2）。

iDeCoの原型とされる米国IRAは、個人型の年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税（EET型）の「通常IRA」と、税引き後所得から拠出し、引き出し時に非課税となるTEE型の「Roth IRA」の二つからなる。通常IRAは、拠出は年間5,500ドル（2015年）まで所得控除ができる。ただし所得控除に年収制限があり、給付開始要件を満たさない引き出しには10%のペナルティー課税が行われる。給付時には、通常所得として所得税が課せられる。Roth IRAは、拠出は税引き後所得

図表1 所得課税と消費課税の比較

前提:当初100の所得を、税率20%、利率5%で10年間運用し、10年後の税引き後の手取り額を比較

	貯蓄額 (A)	貯蓄時の 納税額	10年後の貯蓄総額 (元本と運用益) (B)	10年間の税額 (C)	10年後の 税引き後手取り
所得課税	80	20	119*注1	10*注2	118
消費課税:タイプA (貯蓄時非課税、引き出し時課税、EET型)	100	非課税	163 100×(1.05の10乗)	33	130 (B) - (C)
消費課税:タイプB (貯蓄時課税、引き出し時非課税、TEE型)	80	20	130 80×(1.05の10乗)	非課税	130

注1:発生ベースで課税

注2:1年目の税額は、運用益(80×5%=4)に20%の税率を乗じ0.8、運用益、税額はともに毎年4%(5%×(1-20%))成長するため、10年間の税額の合計を求めると9.6になる

図表2 海外の私的年金制度の概要

国名	概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> ◆公的年金 (OASDI) のみでは支給額が十分ではないため、老後に備える自助努力を促す観点から、企業年金 (401k) および個人年金 (IRA) の税制優遇を進めている ◆納税者の便宜の観点から、EET型とTEE型の制度が併存している
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ◆EET型の個人年金 (RRSP) に加えて、TEE型の個人貯蓄勘定 (TFSA) が導入された ◆私的年金の非課税拠出限度額の水準は、退職後に退職前所得の70%に相当する所得があれば十分な生活が維持できるとの考えに基づき設定されている ◆RRSPは71歳で引き出し等が義務づけられ、無制限な課税繰り延べができないしくみとなっている
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ◆年金課税は、現役世代への配慮と高齢世代への相応の負担を求めていくとの考え方から、段階的にEET型に移行しつつある ◆給付抑制が進められる公的年金を補完し、老後に備える自助努力を支援するため、2001年に助成金または税制優遇 (拠出時非課税) を受けることができる個人年金 (リースター年金) を創設 ◆リースター年金の保険料に係る所得控除限度額 (2,100ユーロ) は、公的年金の所得代替率の引き下げ (70%→67%) を埋め合わせるという考え方に基づく

出所：政府税制調査会海外調査 (16年3月)

から行われ、運用時、引き出し時は非課税である。通常IRAと合わせ年間5,500ドルまでが上限であり、拠出に所得制限もある。税引き後拠出分は、随時引き出し可能である。

カナダの私的年金制度は、登録退職貯蓄制度 (RRSP) と呼ばれ、1957年に退職貯蓄を推進する目的で導入された。拠出時・運用時非課税、給付時課税のEET型である。いつでも引き出し可能であるが、退職年齢前に引き出すと、ペナルティーとして加算税が課されるだけでなく、その年度の収入として所得税の課税対象となる。RRSPと並ぶ貯蓄プランが、2009年に導入された非課税貯蓄口座 (TFSA) で、RRSPへ拠出できない場合も利用できる。拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型で、いつでも非課税で引き出しができる。RRSPとTFSAの2種類の税制優遇制度で、相互補完的に資産形成を促すしくみとなっている。

ドイツでは01年に、公的年金の給付水準引き下げによる社会保障費の抑制と並行し、大規模な助成措置と税制上の優遇措置を組み合わせた私的年金である、リースター年金が創設された。特色は、本人の拠出額にマッチング

した国からの助成金があることで、本人に加え、子ども1人当たり年間185ユーロ (08年以降生まれは300ユーロ) の助成金と、若年層の加入促進策として、25歳までの加入者に対する200ユーロの一時金がある。所得控除の方が有利な場合には、本人拠出と助成金の合計額について、年間2,100ユーロを限度に所得が控除される。拠出時・運用時非課税、給付時課税のEET型である。

わが国の私的年金である確定給付企業年金 (DB)、iDeCo等の税制は、拠出時・積立時非課税、給付時は課税のEET型である。もっとも、給付時には大変手厚い公的年金等控除が適用され、多くの受給者が非課税となっており、実質的にEEEの制度であるともいわれている。税制調査会では、公的年金等控除の縮小・見直しが毎年の課題となっている。

一方で、わが国にはTEE型の本格的な私的年金は導入されておらず、国民の選択肢が限定されている。そこで、公的年金・企業年金を補完し、自助努力で老後の資産形成を形成するため、拠出時課税、運用、引き出し時非課税 (TEE) 型の個人積立金非課税制度 (日本版

IRA)の創設が提言されてきた*。

NISAの今後の展望

このような状況の中で、私的年金も含め、国民の資産形成に向けた自助努力を支援する税制の在り方を念頭に置きつつ、NISAの今後の展望を考えてみたい。

個人が自助努力で将来の生活資金などを積み立てていくことの重要性は、政府でも共有されている。政府税制調査会も、「企業年金制度自体の見直しに加えて、就労形態や勤務先企業にかかわらず、公平に自助努力を支援する必要性が増している」としている（経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理〔15年11月〕）。

一方、DB、iDeCo、NISA、つみたてNISAと、国民には多様な手段が用意されてきたが、複雑でもう一つわかりにくい。またNISAは、冒頭で述べたように、証券優遇税制として構築されてきたため、非課税期間、投資可能期間ともに限度があり、非課税期間終了時にロールオーバーまたは払い出しが必要となるため、その時点の時価により損失が確定するリスクがある。家計の資産形成支援、成長資金の供給という面でも安定的とは言えず、恒久化が課題となっている。つみたてNISAは、いまだ始まっていないが、その商品性が限定的になりそうという問題がある。

そこで中期的には、米国の通常IRAとRoth IRA、カナダのRRSPとTFSAというように、iDeCoに代表されるEET型の商品と、NISA、つみたてNISAのようなTEE型の商品の二つに集約し、国民のニーズに応じて選べるようにすることが望ましいと考える。これは、現

森信 茂樹(もりのぶ しげき)

1950年生、広島県出身。法学博士(租税法)。73年京大法卒、大蔵省入省。98年主税局総務課長、99年阪大法学研究科教授、2003年東京税関長、04年プリンストン大学で教鞭をとり、05年財務総合政策研究所長、06年財務省退官。06年から中大法科大学院教授、東京財団上席研究員。10年から12年まで政府税制調査会専門家委員会特別委員。



在複数に分散しわかりづらい年金制度の3階部分を、整理・統合していく受け皿としての役割も期待してのことである。

NISAの税制の特色は、課税後拠出で、運用益、拠出時非課税のTEE型であるが、図表1で述べたように、これを拡充することは、所得税の消費税法(消費型所得税への移行)を進めるということでもあり、必ずしも優遇税制の拡大とはいえない側面がある。

そのためには、NISAを単に「貯蓄から投資へ」の証券税制という形から、「老後の資産形成の自助努力への支援」という、より普遍的な制度に位置付けることが必要となる。具体的には、運用対象に株式等の証券商品だけでなく、銀行預金なども加えることが必要ではないか。つまりNISAもつみたてNISAも、TEE型の私的年金として発展的に統合していくという道である。政府税制調査会や与党税制大綱でも、複数が並立するNISAについて、「少額からの積み立て・分散投資に適した制度への一本化」が示されている。1,700兆円の個人金融資産はわが国最大の強みで、これを経済活性化につなげる視点からも、TEE型の資産形成を支援する本格的な私的年金を確立することには、大きな意義があると考えられる。☑

* 提言内容は、金融税制・番号研究会報告書として、<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm> から入手できる。